

大切なお知らせです!

平成26年
4月から

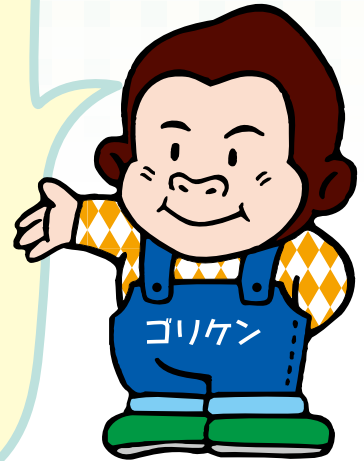
償還金と傷病手当金 制度が変わります

国(厚生労働省)は、償還金など被保険者の一部負担金に対して基準額を超える給付を行っている国保組合に対して、平成26年度から国庫補助金の一部を交付しないことを決定しました。このことにより、償還金の支給基準を引き上げざるを得なくなりましたが、皆さんの生活を守るために休業補償としての傷病手当金の内容を充実させます。

主な変更点

- 償還金は自己負担分がレセプト1枚あたり17,500円を超えた額になります。
 - 傷病手当金は万一の時にそなえて、支給金額・日数ともに増やして補償を厚くしました。
- ①組合員種別にかかわらず、入院1日あたり一律8,000円に引き上げます。
 - ②待機期間をなくして、休業1日目から支給します。(連続して5日以上の休業のとき)
 - ③これまで、同一傷病での休業は65日までの支給でしたが、同一傷病であるかないかは問わず支給します。
 - ④3年を単位として入院・入院外^(※)それぞれ40日まで支給します。(支給を受けた日数にかかわらず、3年を経過すると支給日数が入院・入院外それぞれ40日にもどります。)

(※)「入院外」とは、通院および通院していなくても療養のために仕事を休んだ期間のことです。



平成26年3月末日まで			平成26年4月から		
待機期間	あり	5日間	待機期間	なし	1日目から支給 (連続した5日以上での休業のとき)
同一傷病の場合、期間があいていても継続と見なし、最大65日までしか支給されません。			同一傷病であるかないかは問いません。入院・入院外それぞれ40日合わせて最大80日まで支給が受けられます。		
組合員種別	支給日額		組合員種別	支給日額	
	入院	入院外		入院	入院外
第1種	6,000円	4,000円	法人第1種 第1種	8,000円	4,000円
第2種		3,600円	第2種		3,600円
第3種		3,200円	法人第3種 第3種		3,200円
第4種	4,000円	2,800円	第4種		2,800円
第5種		2,400円	第5種		2,400円
第6種		2,000円	第6種		2,000円